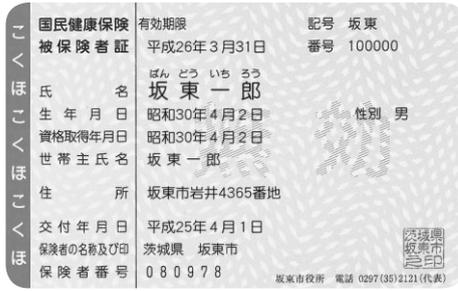


国民健康保険からの お知らせ



被保険者証が
新しくなります



現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなります。新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに郵送します。

新しい被保険者証が届いたら、次のことをご確認ください。

- 記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか
- 資格がないのに被保険者証が届いた(他の健康保険に加入、転出、死亡)
- 資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、他の健康保険に加入していない)

国民健康保険に 加入するとき

やめるときは
届出が必要です

届出が必要です

国民健康保険に加入するとき・やめるときは14日以内に保険年金課(岩井仮設庁舎)または窓口センター(猿島庁舎)に届け出をしてください。

国民健康保険加入の 手続きが必要な場合

職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明書等をお持ちください)

○他の市町村から転入したとき

○子どもが生まれたとき
○生活保護を受けなくなったとき

届出が遅れると:

- ・保険税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって納付することになります。
- ・被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

国民健康保険脱退の 手続きが必要な場合

職場の健康保険などに加入したとき(職場の健康保険証をお持ちください)

○他の市町村へ転出するとき(学生の場合はお申し出ください)

○死亡したとき

○後期高齢者医療制度の対象となったとき

届出が遅れると:

資格を喪失した被保険者証で診療を受けた分の医療費(国民健康保険負担分)は、後で返すこととなります。

70〜74歳のかたの 高齢受給者証



現在使用している高齢受給者証で、一部負担金の割合が「2割(平成25年3月31日までは1割)」と記されているものをお持ちのかたには、新しい受給者証を3月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証の一部負担金の割合は「2割(平成25年7月31日までは1割)」と表記されています。4月1日から新しい受給者証をご使用ください。

一部負担金の割合が「3割」の高齢受給者証を持っているかたは、7月31日まで使用できません。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1732・1735

～よりよい明日への一歩を共に～

弁護士法人 **萩原総合法律事務所** 常総支所
茨城県弁護士会所属 弁護士 萩原 慎二・弁護士 平久 真・弁護士 鈴木 元

相続 **離婚** **借金** **交通事故**

上記の事件以外も取扱いしております。
お気軽にお電話ください。(秘密厳守)

☎0297-44-9954(予約制)

(月～金 9:00～12:00、13:00～17:30)

常総市水海道山田町1120-2 田内ビル (294号沿い、山田北信号南)



法律相談 30分5,250円～

